

アメリカの教育システムのどこに学ぶか

高橋靖直 氏 玉川大学教育学部教育学科教授

大きく異なる日米両国の教育システムを比較することで、何が見えてくるのか。また、アメリカの教育改革にどのようなことを学べるのか。さらに、自由と平等という理念をいかに両立させるのか。アメリカの教育制度に精通される玉川大学教育学部教授・高橋靖直氏にうかがった。



point

アメリカとの比較で見えてくる日本の教育の特徴

アメリカを丸ごと真似る必要はなく、日本の良さは大事にする。ただ、グローバルな社会においては、従来の方法をそのまま継続するのではなく、海外の良い部分は吟味しつつ、柔軟かつ批判的に取り入れていくべき。



Basic

アメリカ教育省(西村和雄・戸瀬信之編訳『アメリカの教育改革』(京都大学学術出版会・2004)

国際貿易投資研究所監修『さまよえるアメリカの教育改革』(国際貿易投資研究所・2005)

江原武一『大学のアメリカ・モデル - アメリカの経験と日本 - 』(玉川大学出版・1994)

自由な選択と平等

日米の公教育システムには、どのような基本的差異があるのでしょうか。

高橋 よく指摘されるところで

が、大きく違うのはやはり地

方分権の度合いです。

日本の教育行政は

中央政府が大きな

力を持つ。また、日

本には憲法、教育

基本法、学校教

育法など国全体を

カバーする法

令がありますが、アメリカ連邦政府は日本政府のようなかたちでの権限は持っていません。ときに補助金をツールに全米の教育に強い影響力を行使するものの、

基本的には各州政府が州内の公教育の責任を担っています。

また、州は州で、それぞれ

の学区にある程度任せ

るスタンスをとり、現場

の学区の教育は教育

委員会が動かしてい

ます。

現場の裁量が

重視されているとい

うのでしょうか。

高橋 アメリカにも

学習指導要領

に当たるよう

なガイドライ

ンがあり、

州内の教育委員会はそれに従いますが、日本と比べれば各段に自由度が高く、例えば公的機関による教科書の検定はありません。内容はそれぞれ出版社で考えればよい。質の悪い教科書は採択されなくなる。そのような発想です。それ

に対して、日本は検定制度があるため国家の意思が反映していると見なされ、と

きにアジア諸国の反発を招くわけです。日本は何ごとにつけ「公は絶対に間違っ

てはならない」という考えが強くあり、それを国家が保証するという前提のもとで

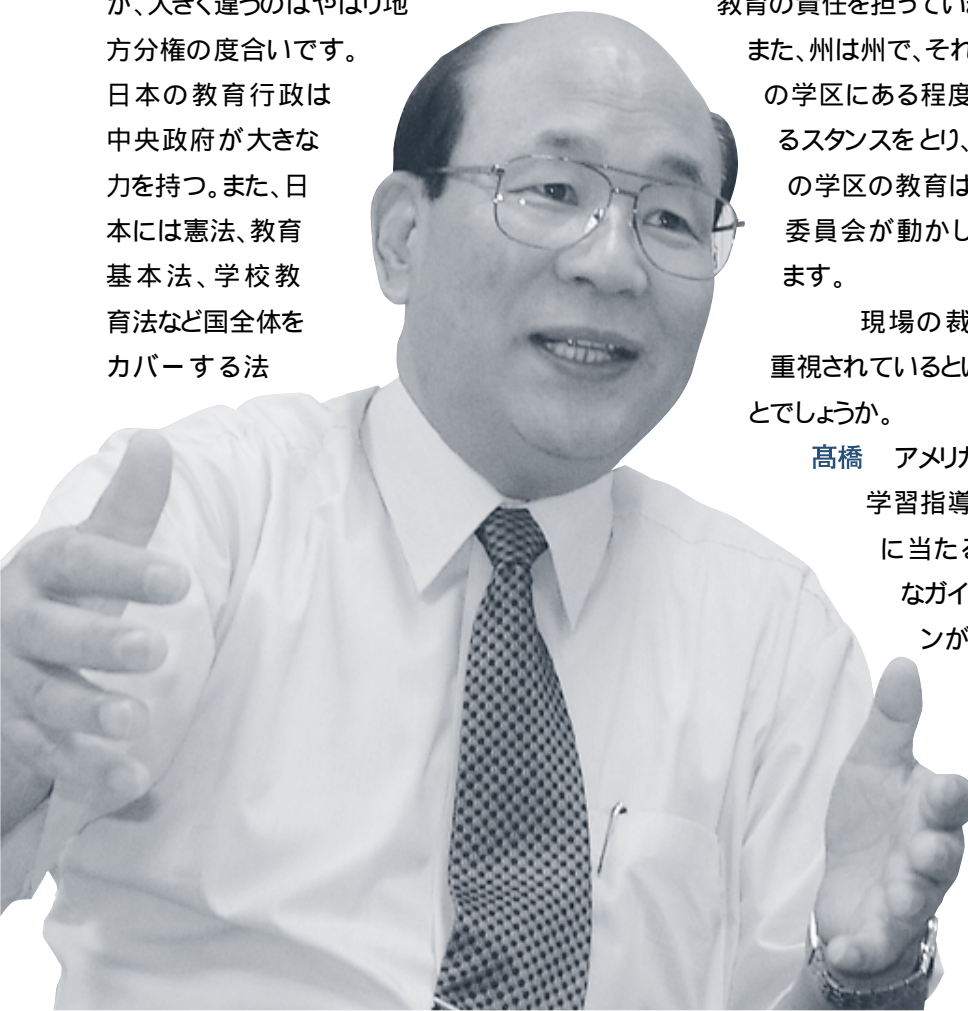
さまざまな仕組みが考えられ、制度化されてきました。その点、アメリカは楽天的

と言いますか、市場経済主義の思想が強く、「劣るものは自然に淘汰され、より良

いものが残る」という思想が、教育の世界でも底流をなしているように感じます。

アメリカの公立学校の財政はどのように賄われているのでしょうか。

高橋 連邦政府と州政府の補助が学



区に入りますが、税の部分では固定資産税の一定の比率を教育税に充てるため、どうしても学区間の財政力格差がつきます。州政府による財政援助がなされているものの、やはり富裕層が住む学区の学校は見るからにきれいで、大都市の貧困地区や地方の過疎地等にある学校は建物もみすぼらしく、教員の給料も低いこととなります。観念的な表現になりますが、アメリカ社会には多様性、区別、差別、差異というものが絶えず付いて回る。同時に、自由と選択という価値が重視され、選択肢がより多いことをもって自由が具体的に保証される、ととらえるところがあるようです。

アメリカの公教育は、伝統的にそのような形式なのでしょうか。

高橋 歴史を見ますと、“Education for all”という言葉が示すように、教育の機会均等という理念もあり、その考え方の下で同じタイプの学校が整備されていきましたが、それがある程度行き渡ると、選択による自由という考えが出てくるわけですね。地区に学校が一校しかなければ、そこに決めざるを得ない。選択の余地のない画一的状況を窮屈な規制と見なす感覚です。ただ、もう一つそれと重ね合わせて見なければならぬのがアメリカの学校の教育水準です。仮に、どの学校でも満足の得られる教育を受けられたならば、学校選択という発想は出てきたか、ということです。また、多様な選択肢が用意されれば、どうしても差異が生じてきます。それをどのように受け止めるのか。教育の機会均等や平等という価値、そして自由という価値をいかに両立させていくのか、それを達成できるのはいかなる制度なのか。アメリカも、それを追い求めながら制度が揺れ動いているように思われます。

公設民営のチャータースクール

(Charter school)が注目されていますが、これはどのように位置付けられるのでしょうか。

高橋 今から35年前、私が初めて訪米したとき、既に学校選択の動きがありました。オルタナティブスクール¹と呼ばれる公立学校です。フリースクールやマグネットスクール²という特色を持った教育を行う公立学校を選択できるようになってきましたが、それらは教育委員会が担当していました。チャータースクールは、教育委員会以外の団体に学校設立を委ねる点において、従来のものと決定的に異なります。チャータースクールは、1991年にミネソタ州の州法で可能になり、1992年に全米初の学校が誕生しました。以来その数は急増し、2004年の統計を見ますと、全米で約3,000校に上り、39の州がチャータースクールの法律を策定しています。また、生徒数は全米で約74万人とされます。アメリカの義務教育学校は、一般の公立学校とチャータースクール、私立学校と3タイプに分けられますが、チャータースクールに通う割合は2001年の11%から2003年には15%まで増えています。反対に、一般の公立学校に通う割合は2001年は80%から74%にまで減っています。ただ、チャータースクールの是非を一概に論じることができないのは、期間を定めて教育委員会と契約を交わし、一定の成果を約束し、それが達成されない場合、契約が打ち切られるという原理はあるものの、その形態は多種多様であるからです。企業が学校を引き受けるケースもあれば、親たちが民間の組織として学校をつくるケースもある。例えば、営利団体に公立学校の運営を委託するタイプも増えていますが、それには賛否両論があります。従来、教員委員会が担ってきたことを民間企業に委ねるといことで、公立学校

の教員組合などは反対の立場です。公立学校に出ていた予算の一部が他に回る分、教員予算が削られるということも、その背景にあるようです。一方、賛成するグループには、「いろいろなタイプの学校があれば、教育の選択肢が増える」、「公立の学校でできないことを試みられる」といった意見があります。

教育における競争原理

現在、アメリカの教育界ではどのような動きが起こっていますか。

高橋 日本で教育を受けた人間からすれば驚くような競争が行われるようになってきています。2002年にブッシュ大統領が署名して“ No Child Left Behind Act ”、つまり「落ちこぼれ防止法」とでも訳すべき法律が成立しましたが、それが教育界に巨大な影響を及ぼしているのです。立法趣旨を善意に解釈すれば、いかに学校教育をより良くするかという法律ですが、その手法を端的に言えば、ニンジンと棒をぶら下げて競わせ、その成果をテストで確認するというものです。連邦政府の助成を受けたい場合、各州は学力テストを実施しなければなりません。評価は1回きりではなく、前年と比較してどう変化したか、進展の度合いを細かくチェックする。そして、州が決める基準を満たさない場合、改善策を講じる。それは罰則ではなく、むしろ支援で、特別な補助を付けたり教員を再訓練したりするが、それでも成果が上がらない場合、学校をクローズ(閉鎖)する。そこまでやっています。また、情報公開が徹底され、そのような学校に子どもを入れたくないという場合には他の学校に通わせる自由を与え、さらに地域の人たちが新しい学校をつくることも許可する。そのように極めて厳しい競争を州政府に求める法律です。

1 オルタナティブスクール[Alternative school]: アメリカで1960年代から見られるようになった、児童中心主義の教育を行う学校形態の総称。従来の学校のような型にはめ込まれた教育ではなく、束縛から解放された教育を標榜する「オルタナティブ教育理念」の実現を目指す。一般の公立学校に対して、「それに代わる公立学校」という性格を持っていた。

2 マグネットスクール[Magnet school]: アメリカの公立学校で、特定の分野に優れた才能のある生徒に特別な教育を行う学校のこと。地域的な通学区の指定を持たず、数学、科学、芸術、IT、語学、ダンス、職業教育など、ある特定の分野に重点を置いた特色あるカリキュラムが組まれている。1976年に連邦補助金支給の対象になって以来、数が増えている。

どのようなテストで評価がなされるのでしょうか。

高橋 これは至ってシンプルで、英語と数学の2科目について州統一のテストを行い、その点数で州内の順位を出すというものです。そこにも日本の教育観とは相当のズレがあります。日本では学力テストには二つの目的があるとされます。一つは生徒の学力を調べることで、もう一つは、その結果を全国平均や年次推移と比較検討し、教育の改善に役立てるということです。ところが、アメリカの全員参加のテストの目的は、明らかに競争原理を利用することで全体を底上げするところにあります。しかし、学力は学校の努力だけでは決まりません。子どもの学力に影響を及ぼすのは家庭環境、特に家庭の経済力と親の教育関心の度合いとするのが教育学の常識です。強制的なテストによる競争が望むような成果をもたらすかは疑問です。

アメリカ社会には移民が多く、英語も満足に分からない人が増えているという状況の中で、教育分野の国際競争力に危機感を持っているのでは。

高橋 低所得層、マイノリティに属する人たちに対する支援は特別になされていますが、行政の力だけではそう簡単に解決しない問題を抱えていることは事実

です。また日本でも学力低下が話題になっていますが、アメリカ政府は国民の学力を非常に苦慮しています。日本はOECD(経済協力開発機構)の調査(14頁・註4参照)において数学が第6位に低下したことが問題視されていますが、アメリカは第20~30位前後で低迷しているのです。指導層は、基礎学力の低下がやがて高度科学知識・技術の国際競争などいろいろなかたちで跳ね返ってくることを恐れているのでしょう。その国際テストは、限られた教科の学力テストでしかないのですが、アメリカはそこに焦点を当てて懸命に努力しています。アメリカを参考にするのであれば、そのような事情を踏まえておくべきです。最近のアメリカの動きで今後、日本が影響を受けそうだと興味深く見ているのが高校卒業試験です。連邦政府は強制こそしていませんが、2004年時点で20州が卒業資格試験を実施しています。科目は数学と英語で、これに合格しなければ大学に進学できません。カリフォルニア州の合格率は70~80%です。また、州のホームページに高校別に合格率が一覧のかたちで掲載されています。否応なく州内の高校のレベルがランク付けされるわけです。日本でも学力低下に警鐘が鳴らされ、大学の大量化が進む流れの中、「こ

のような制度を導入しよう」という提案者が増えるかもしれません。欧州でも、フランスやドイツなどは高校の卒業資格試験を課して一定のレベルを確保しようという流れになっていますが、その根底には欧米の義務教育の伝統、つまり読み書き計算のマスターが義務教育の機能として重視されてきたことが関係しているものと思われます。

技能の習得に重きを置くという教育思想ですね。

高橋 日本には全人的な成長を大切にしている教育観があり、学校や生徒を数学と英語のテストだけでランク付けするような制度は支持を得られないでしょう。アメリカに至っては、テストの成績が悪ければ、学校を取り潰したり、教職員を挿げ替えたりする。まさに、業績が上がらない企業経営者の首を株主が挿げ替えるような発想です。

また、落ちこぼれ防止法は教員に関する条件を課しています。“Highly qualified teacher”、すなわち「優れた教師」を確保するためのもので、教員に三つの条件を求めるものです。第一に、大学の学士を持っていること。第二に、正規の教員免許を持っていること。第三に、自分の教科の力を証明することです。

日本の場合、規定の単位を取得すれば教員免許が与えられ、あとは採用試験だけですが、アメリカでは担当教科の学力テストを受けるわけです。それが「ブラクシス(Praxis)」と呼ばれる教員免許資格テストで、州が主体となり、民間のテストサービス会社が実施しています。私は、この方法にも違和感を覚えます。このようなテストに合格することで「優れた教師」であると言えるのか。いみじくも専門職である以上、自らを律し、自らを高める自主的な努力をすべきではないでしょうか。日本の教育界にはそのような

資料 各州の義務教育制度の概要

	根拠法	義務(権利)の在り方(就学義務の有無)	就学年齢	就学期間
アメリカ	各州の州憲法及び教育法(又は学校法)	義務教育については、各州がそれぞれ州の憲法や教育法等で規定。 《カリフォルニア州》 6歳~18歳の子どもはフルタイムの義務教育を公立学校において受ける義務がある。(州教育法) 保護者は当該年齢の子供を地域の公立学校に通わせる義務がある。(州教育法) 「義務教育を受ける権利」に関する直接の規定はない。 《イリノイ州》 7歳~16歳の子どもの保護者は子どもに教育を受けさせる義務がある(教育法) 州は公教育の施設と教育制度を整備し、初等中等教育を無償で提供する義務がある(州憲法) 「義務教育を受ける権利」に関する直接の規定はない。	各州によって異なる。 開始年齢はほとんどの州で6歳又は7歳と規定(7歳と規定している州でも、小学校入学年齢は学区によって6歳と規定されており、実際は6歳入学) ほとんどの公立小学校は入学前1年間の就学前クラス(K学年)を有しており、多くの児童が5歳から就学している。	各州によって異なる(最も長いのはニューメキシコ州、オクラホマ州、バージニア州で5歳~18歳) 開始年齢はほとんどの州で6歳又は7歳と規定(7歳と規定している州でも実際は6歳入学)。終了年齢は多くの州で16歳と規定。 義務教育年限は9年又は10年(6歳又は7歳から始まり、16歳前後で終了)とする州が多い。

出所：文部科学省ホームページ「中央教育審議会資料 各国の義務教育制度の概要」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo6/gijiroku/001/05030101/007/002.htm

伝統が生きていると思いたいですね。

教員の雇用制度にはどのような差異があるのでしょうか。

高橋 アメリカの教員の雇用は契約ベースです。一般企業の従業員に比べれば優遇される面もありますが、日本のようにいったん採用されると、余程のことがない限り、定年まで安泰といった緩やかな制度ではありません。日本では公務員としての教員制度に安住し、ろくに仕事もしていないのに居座る者もいます。さすがにそこは一般社会と大きなズレがあり、免許更新制度など何らかの仕組みを入れることが必要でしょう。他方、アメリカは学区単位の採用で、教員が自分の意思に反して他の学区に移されるようなことはありませんが、日本は都道府県の範囲で異動します。多くの県が一定期間で機械的に動かしているようですが、腰を据えて良い学校にしていこうとする人にとってはいかなものかと思えます。

アメリカに何を学ぶか

アメリカに学べる点として、個性を活かす教育ということもあるのでしょうか。

高橋 アメリカの教育界には、「一人ひとりの子ども」という見方が強くあります。一例を挙げれば、小学校1年生から知能テストでクラスを分けたりする。もし日本でこんなことをすれば、猛烈な批判を浴びることでしょう。また、教育内容を比較すれば、日本はアメリカの一学年くらい先を学んでいる。アメリカはずっとゆっくり学習させますが、できる子どもはそれでは物足りなくなりますが、同学年でも違う教材を使うなどして、特に能力差が顕著に現れる科目については、どんどん先に進ませる。加えて、飛び級の仕組みもある。ただ、個に目を向けるということ

であれば、まず何よりアメリカに学ぶべきは、一人の先生が目の届く生徒数に抑える少人数教育だと思います。

その他、アメリカの教育システムに学べる点は。

高橋 日本では構造改革特区制度が導入されましたが、アメリカは社会制度全体として新しいことに取り組みやすい社会構造なり文化なりを持っています。日本も今のような時代には、新しいことをしようという動きをあまり押さえ付けないことです。より良い学校をつくらうとすれば、校長に人事と財務について一定の権限を与えるべきでしょうし、文部科学省もそのような方針ですが、個々の学校がより自由に、主体的に学校教育を担えるようにしていくべきでしょう。同時に、すべての国民に一定水準の教育を保証することも忘れてはなりません。地方分権は格差、差別をもたらす危険性があり、その調整が行政の大切な課題となっていくものと思われまます。その点、義務教育国庫負担について気になるのは、将来、都道府県間で教員の給料に差が付く可能性です。各自治体に財源を移していくとき、セーフティネットをつくるのが大切です。アメリカ社会を見ていると、そのようなことを思います。

いかに自由と平等を両立させるかという課題ですね。

高橋 もう一つアメリカに学べる点は大学教育です。小学校の段階では、日米とも子どもは賑やかで元気ですが、中学になると様相が異なってきます。アメリカは高校に入るまでは義務で、同じ地域の子どもたちが同じ高校に入るため、入試のプレッシャーがほとんどありませんが、日本は高校では受験で汲々とさせておきながら、大学に入ると途端に手綱を緩める。アメリカの研究大学は特に学生に多くを要求し、応えられなければ進級を認めなかったり、結果として他の大学に

転じさせたりするケースも珍しくありません。同時に、高等教育に多様性があり、希望すれば誰でも入れるような大学もあれば、世界屈指の大学もある。制度が柔軟だから、多様な学生を吸収できるのです。その点、日本は教育のやり方に関しては大学間の差はさほど大きくない。日本の小中高校の教育は世界的に高く評価されますが、大学の評価は低い。高く評価されるのは何といてもアメリカです。私もかつてアメリカで学んだ者の一人として、学ぶべきところが多いと感じます。日本の大学は、内部の問題として教員が研究業績ばかりで評価されてきたといったことがあるかもしれません。また、国家として高等教育にかかるコストの違いも大きいでしょう。

このようにアメリカと比較すれば、日本の特徴がよく見えます。アメリカを丸ごと真似る必要はなく、日本の良さは大事にする。ただ、グローバルな社会においては従来の方法をそのまま継続するのではなく、海外の良い部分は吟味しつつ、柔軟かつ批判的に取り入れていくべきでしょう。

玉川大学教育学部教育学科教授

高橋 靖直(たかはし やすただ)

1942年岩手県生まれ。1966年3月東北大学教育学部卒業。1971年3月東北大学大学院教育学研究科博士課程中退。1979年5月米国オハイオ州マイアミ大学大学院教育学研究科博士課程修了(Ph.D.取得)。1971年4月～1976年7月財団法人ユネスコ・アジア文化センター勤務。1980年4月玉川大学文学部教育学科講師、現在、同大学教育学部教育学科教授。比較教育学・教育制度専攻。著書に『学校制度と社会』(編著/玉川大学出版部・2001)、『教育行政と学校・教師』(編著/玉川大学出版部・2004)、『アメリカ社会と高等教育』(翻訳/玉川大学出版部・1998)、『大学教員・教育評価ハンドブック』(翻訳/玉川大学出版部・2003)など。1988年～日米教員養成コンソーシアムに参画。



学びの場.com「アメリカの教育改革に学ぶ」
<http://www.manabinoba.com/index.cfm/4,6277,81.html>
恒吉僚子『人間形成の日米比較 - かくれたカリキュラム -』(中央公論新社・2000)
アメリカ教育省ホームページ「落ちこぼれ防止法関連ウェブサイト」
<http://www.ed.gov/nclb/landing.jhtml>

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

国民・社会が望む義務教育の
規制改革が前進!

～次は、自治体・校長のやる気ひとつだ!!～